

指定管理者候補者の選定結果

長久手市では、公の施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成１８年度から指定管理者制度を導入しています。

下記の施設について、令和７年８月６日に長久手市指定管理者選定委員会を開催し、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

今後、市議会での議決を経て指定管理者に指定する予定です。

施設名	指定管理者（候補者）	指定期間（予定）
長久手市児童発達支援センター	名 称 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 所在地 愛知県長久手市前熊下田１７１番地	５年間 令和８年４月１日～ 令和１３年３月３１日

※候補者の指定管理者選定委員会での評価結果は、別表のとおり

指定管理者選定委員会評価結果 （長久手市児童発達支援センター）

選定基準 番号	選定基準	審査項目	配点 (点)	申請者ごとの平均点（点）		
				社会福祉法人長久手 市社会福祉協議会	申請者A	申請者B
1	利用者の平等な利用を確保 することができること。	利用者の施設の 平等な利用の確保	10	8.92	7.25	7.00
2	関係する法令、条例及び規則の 規定を遵守し、適正な管理運営が できること。	適正な管理運営	10	8.67	6.75	7.33
3	センターの設置目的を効果的 に達成し、効率的な管理運営が できること。	設置目的の効果 的な達成	25	20.21	17.92	16.88
		効率的な管理運 営	15	11.00	10.63	10.75
4	指定管理業務を安定して行 う物的及び人的能力を有し ていること。	物的能力	10	8.00	7.42	7.33
		人的能力	15	10.75	10.25	9.75
		その他の能力	10	7.83	7.00	6.67
5	指定管理業務を通じて取得した個人 に関する情報の適正な取扱いを 確保することができること。	個人情報保護、 情報公開	5	4.00	3.67	3.67
計			100	79.38	70.89	69.38